「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１．サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

a. 企業間の連携（関係機関、団体との連携を強化し、安全運転管理者選任事業所への情報提供など、相互の啓発活動を充実するとともに、本会の運営基盤の強化とネットワーク拡充に努める。）

d. グリーン化の取組（エコドライブの実施等による安全運転対策を推進する。環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組む起業から優先的に調達する。）

２．「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

３．その他（任意記載）

当協会は、パートナーシップ構築宣言の趣旨を広く普及するため、理事会や総会での説明や協会ホームページに掲載します。また、宣言登録事業者として公式ロゴマークを資料に印刷し、会員や取引先、関係事業所への認知拡大に努めます。

これらの取り組みを通じて、協会の理念と宣言の重要性を発信し、交通安全思想のさらなる浸透と社会的責任の実現を目指します。

令和８年２月 10 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

公益社団法人群馬県安全運転管理協会　会長　中島　直樹